

令和4年

衣浦衛生組合第2回定例会会議録

令和4年5月30日

令和4年第2回衣浦衛生組合議会定例会会議録

令和4年第2回衣浦衛生組合議会定例会は、令和4年5月30日（月）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

		管理者の招集あいさつ
第1		議席の指定
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	選 挙	衣浦衛生組合議会議長の選挙
第5	選 挙	衣浦衛生組合議会副議長の選挙
第6	同意第1号	衣浦衛生組合監査委員の選任について
第7	同意第2号	衣浦衛生組合監査委員の選任について
第8	議案第5号	衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第9	議案第6号	主燃焼装置シール装置等更新工事の請負契約締結について

2. 本日の会議に付した事件

(1) 議事日程第1から第9

3. 議員

定数 9名 欠員 1名

出席議員（9名）

2番	小林 晃三君	3番	岩月ひろし君
4番	生田 充夫君	5番	鈴木みのり君
6番	荒川 義孝君	7番	柴田 耕一君
8番	黒川 美克君	9番	鈴木 勝彦君
10番	倉田 利奈君		

欠席議員（1名）

1番 山口 春美君

4. 説明のため出席した者

管 理 者	禰亘田政信君	副管理者	深谷 直弘君
副管理者	金沢 宏治君	参 与	吉岡 初浩君
事務局長	黒田 敏裕君	庶務課長	高橋 文彦君
業務課長	田中 秀彦君		

5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	生田 和重君
碧南市環境課長	中嶋 忠彦君

高浜市市民部長	岡島 正明君
高浜市経済環境 グループリーダー	東條 光穂君

6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	三矢 成由君
庶務課課長補佐	磯貝 光好君
庶務課課長補佐	安藤 理純君
業務課課長補佐	糟谷 勲君
庶務課庶務係長	旭 陽将君
業務課業務係長	磯村恒代志君

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○事務局長（黒田敏裕君） おはようございます。開会に先立ちまして、今議会は議員改選後、最初の議会でございますので、衣浦衛生組合職員及び組合市の担当部課長等の紹介をさせていただきます。

初めに特別職でございますが、管理者は碧南市長 禰亙田政信、副管理者は高浜市副市長 深谷直弘、同じく碧南市副市長 金沢宏治、参与は高浜市長 吉岡初浩、以上でございます。

なお、本日出席しておりませんが、代表監査委員は碧南市代表監査委員 小林尚様、会計管理者は碧南市会計課長 大野孝男でございます。事務局につきましては、過日の第1回組合議会協議会で紹介させていただいておりますので、省略させていただきます。

次に、組合市の担当部課長は、碧南市より経済環境部長 生田和重、環境課長 中嶋忠彦、高浜市より市民部長 岡島正明、経済環境グループリーダー 東條光穂。以上で、衣浦衛生組合職員等の紹介とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは先ほど申し上げましたとおり、今議会は議員改選後、最初の議会でございますので、地方自治法第107条の規定によりまして、議長の選挙が終わりますまで年長の議員に臨時議長の職務を執り行っていただきます。本日出席の皆様の中で、黒川美克議員が年長の議員でございますので、臨時議長の職務を執り行っていただきます。

それでは黒川美克議員、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（黒川美克君） ただいまご紹介に預かりました黒川美克でございます。議長の選挙が終わるまでの間、臨時議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会開会前にご報告申し上げます。山口春美議員から、本日欠席する旨の届けが提出されておりますので報告いたします。

ただいま出席議員は9名であります。よって、令和4年第2回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。

よって、会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

これより管理者の招集あいさつを行います。

○臨時議長（黒川美克君） 管理者。

○管理者（禰亙田政信君） 皆さん、おはようございます。開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび構成市の議会において、当組合の組合議員に選出された議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご参会いただき、ここに令和4年第2回衣浦衛生組合議会定例会を開会できますこ

とを心より厚く御礼を申し上げます。

今年のゴールデンウィークは3年ぶりに行動制限がなく、各地でにぎわいが見られましたが、新型コロナウイルス感染拡大のリスクも高まることが懸念されたところですが、今のところそういう状態にはなっていないようでございます。国、県の方針に従いまして、感染対策を行いながら、職員一同安心・安全を第一に、皆様に愛され親しみ深い施設となるよう努力してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

さて本日は、私どものほうから同意案件2件、条例議案1件、請負契約締結議案1件を上程させていただいておりますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご可決を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（黒川美克君） ただいま、管理者の招集あいさつが終わりました。

○臨時議長（黒川美克君） 日程第1 議席の指定を行います。

会議規則第2条第1項の規定により、推薦により定めることとなっております。さきに開催されました議会協議会での議員紹介順を議席と定めることといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒川美克君） ご異議なしと認めます。よって、1番 山口春美議員、2番 小林晃三議員、3番 岩月ひろし議員、4番 生田充夫議員、5番 鈴木みのり議員、6番 荒川義孝議員、7番 柴田耕一議員、8番 黒川美克、9番 鈴木勝彦議員、10番 倉田利奈議員。

以上であります。

○臨時議長（黒川美克君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において4番 生田充夫議員及び6番 荒川義孝議員を指名いたします。

○臨時議長（黒川美克君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒川美克君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○臨時議長（黒川美克君） 日程第4 衣浦衛生組合議会議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票によることといたします。

選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（黒川美克君） ただいまの出席議員は9名であります。投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（黒川美克君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒川美克君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（黒川美克君） 異状なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○臨時議長（黒川美克君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒川美克君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○臨時議長（黒川美克君） 開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第31条の規定により、立会人に2番 小林晃三議員及び9番 鈴木勝彦議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（黒川美克君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に小林晃三議員及び鈴木勝彦議員を指名いたします。

小林晃三議員及び鈴木勝彦議員、立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（黒川美克君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票。有効投票9票。無効投票ゼロ票うち白票ゼロ票。有効投票中、柴田耕一議員8票、倉田利奈議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、柴田耕一議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました柴田耕一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条による当選の告知をいたします。

柴田耕一議員をご紹介します。当選のご挨拶をいただきます。

○議長（柴田耕一君） 議長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方より衣浦衛生組合議長のご選任を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。ご推挙いただきましたからには、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑なる議会運営に努めてまいる所存でございます。

皆様におかれましては、今後1年間、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、就任の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

○臨時議長（黒川美克君） 議長が決まりましたので、私はこれを持ちまして臨時議長の職務を終わります。

ご協力、誠にありがとうございました。

〔議長 議長席に着席〕

○議長（柴田耕一君） ただいまより、私が議長として日程に従い議事を進めさせていただきます。ご協力のほど、よろしく願いいたします。

○議長（柴田耕一君） 日程第5 衣浦衛生組合議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票によることといたします。

選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（柴田耕一君） ただいまの出席議員は9名であります。投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（柴田耕一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（柴田耕一君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（柴田耕一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○議長（柴田耕一君） 開票を行います。

お諮りいたします。

会議規則第31条の規定により、立会人に3番 岩月ひろし議員及び10番 倉田利奈議員を指名いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ご異議なしと認めます。よって、立会人に岩月ひろし議員及び倉田利奈議員を指名いたします。

岩月ひろし議員及び倉田利奈議員の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（柴田耕一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票。有効投票8票。無効投票1票うち白票ゼロ票。有効投票中、鈴木みのり議員8票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、鈴木みのり議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました鈴木みのり議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条による当選の告知をいたします。

鈴木みのり議員をご紹介します。当選のご挨拶をいただきます。

○副議長（鈴木みのり君） ただいま、多くの皆様よりご推挙をいただき、設立して60周年、人間でいう還暦の年、節目の年に副議長を拝命いたしました鈴木みのりでございます。新議長の柴田議長をお支えし、議会運営がスムーズに運びますように精いっぱい頑張りますので、どうか皆様、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（柴田耕一君） 続きまして日程第6 同意第1号 衣浦衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました同意第1号 衣浦衛生組合監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、衣浦衛生組合の監査委員（識見を有する者）の選任について、下記のとおり議会の同意を求めるというものでございます。

同意を賜りたい方は、1、氏名 伴野義雄氏 2、生年月日 3、現住所等につきましては、ここに記載のとおりでございます。

それでは、次ページの参考資料1をご覧ください。

現委員の小林尚氏が、令和4年5月27日付をもって辞任されますので、その後任として伴野義雄氏を選任したく、議会の同意を求めるというものでございます。

なお、同氏の経歴等につきましては、記載のとおりでございます。

以上、同意第1号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田耕一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田利奈議員。

○10番（倉田利奈君） まず、事務局のほうにお聞きしなければならないのですが、議案第5号、6号は5月23日付で議案のほうを示されているのですが、同意第1号、第2号に関しては本日配付されたということで、なぜ事前に配付されないのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

それから伴野氏の経歴を見ますと税理士、会計事務所を開設されているということなのですが、やはり自治体業務というのは法律に基づいて業務を遂行しなければならないというところで、このあたり法律に基づいた監査ができているかどうかというところについては、どのようにご判断されたのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、3つ目のご質問としまして、伴野氏が令和元年6月から現在高浜市の監査委員として監査の業務を担っていただいているわけなのですが、この間、高浜市において住民監査請求の提出がありまして、伴野氏が結果を出しました裁決書のことがございますが、そちらのほうは衛生組合として熟知されているのかどうかという点についてもお聞きしたいと思います。

それから4番目といたしましては、以前令和2年7月までに監査委員として職務をされていたという記録が経歴であるのですが、なぜ以前、辞任された方を再任されるのかという点で、辞任の理由についてお聞かせください。お願いします。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） まず、1点目ですけれども、当日配付になった件ということですが、議案配付の時点で決まっていなかったことが間々ありまして、当日配付、これまでも慣例的にございますが、監査委員の同意案件につきましては当日配付ということで対応させていただいて

おりました。この件につきましては、今ご指摘いただきました、分かった時点で配付すべきではないかというご指摘がございましたので、今後見直しをさせていただきたいと考えております。

2点目の伴野氏の経験、また3点目につきましては、あくまでも衣浦衛生組合としましては、管理者の属しない市の代表監査委員を組合の監査委員ということで選任するという申合せがございますので、それに従って選んで選任させていただいているものでございます。

また、辞任の理由ということでございますが、これも管理者の交代によりまして、前回、伴野氏が、そのときは監査委員として選任しておりましたが、高浜市市長に管理者が交代されたということで、碧南市の代表監査委員を選任したという経緯でございます。よろしく申し上げます。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、同意第1号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田耕一君） 挙手多数であります。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

○議長（柴田耕一君） 続きまして日程第7 同意第2号 衣浦衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、生田充夫議員の退席を求めます。

〔生田充夫議員退席〕

○議長（柴田耕一君） 本案について提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました同意第2号 衣浦衛生組合監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、衣浦衛生組合の監査委員（議会議員のうちから選任する者）の選任について、下記のとおり議会の同意を求めるというものでございます。

同意を賜りたい方は、1、氏名 生田充夫氏 2、生年月日 3、現住所につきましては、こ

ここに記載のとおりでございます。

組合議会議員選出の監査委員につきましては、組合議員の改選により欠員となっておりますので、新たに生田充夫氏を選任したく、議会の同意を求めるというものでございます。

なお、同氏の経歴等は、参考資料1に掲げるとおりでありますのでご参照ください。

以上、同意第2号の提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田耕一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田利奈議員。

○10番（倉田利奈君） 先ほども申し上げましたが、やはり、今日いきなり出されても審議できないのですけれども、1つお聞きしたいと思います。

今回、管理者のほうから監査委員のほうを選出するという今までの申合せがあるということで、碧南の議員の中から選出されたかと思うのですけれども、碧南の議員さんも現在5名、衣浦衛生組合議員として選出されておりますので、その中で生田充夫氏が選出された理由についてお聞かせください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 先ほどのこととも関連してきますけれども、あくまでも碧南市の議会で選任された議員の中から監査委員を今回選任していただきましたので、こちらはそれに従ったということでございますのでよろしく申し上げます。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、同意第2号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田耕一君） 挙手多数であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

除斥されております生田充夫議員に関する事件は終了いたしましたので、生田充夫議員の出席

を求めます。

〔生田充夫議員着席〕

○議長（柴田耕一君） 続きまして日程第8 議案第5号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） それでは、ただいま議題となりました議案第5号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

組合職員の給与につきましては、国家公務員の給与水準と民間企業従業員の給与水準との均衡を目的として行われる人事院勧告に準じて改正を行っております。

昨年8月に行われました勧告の主な内容としまして、民間給与との比較において、民間のボーナスの平均支給月数4.32月が、公務員の期末勤勉手当の4.45月を下回ったことを受け、期末手当の支給月数を年間0.15月分引き下げることが適当であるというものでございます。

それでは参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1をご覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、人事院勧告に鑑み、組合職員の期末手当の支給月数を改めるため、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、（1）期末の支給月数の改正（第22条関係）としまして、令和4年度以降に支給する期末手当の支給月数を次のとおり改めるというものでございます。

まず、アの一般職員につきましては、令和4年6月期及び12月を1.2月の年度合計で2.4月とし、現行の2.55月から0.15月分を引き下げるというものでございます。

イ、特定管理職員、これは課長職以上の職員でございますが、6月期及び12月期を1.0月の年度合計2.0月とし、現行の2.15月から0.15月分を引き下げるというものでございます。

ウの再任用職員につきましては、6月期及び12月を0.675月の年度合計1.35月とし、現行の1.45月から0.1月分を引き下げるというものでございます。

エの特定管理職員に該当する再任用職員につきましては、6月期及び12月期を0.575月の年度合計1.15月とし、現行の1.25月から0.1月分を引き下げるというものでございます。

続きまして、（2）の令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置（附則関係）としまして、令和3年人事院勧告に鑑み、令和3年12月に引き下げる予定であった職員の期末手当引下げ相当額を、令和4年6月の期末手当において調整するというものでございます。

これは、令和3年度において国の給与法改正が11月中に行われなかったため、人事院勧告において示された令和3年12月期に支給する期末手当の引下げが実施できなかったことから、本

来12月に行われる予定であった期末手当の引下げについて、令和4年6月の期末手当で調整する取扱いを国に準じて行うものでございます。

3の施行年月日についてでございますが、公布の日から施行するというものでございます。

4の条例改正における影響額でございますが、期末手当につきましては、総額286万6,000円の減額となり、1人当たりの平均は年11万9,391円の減額となります。

以上で、議案第5号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田耕一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田利奈議員。

○10番（倉田利奈君） 今回の条例改正なのですけれども、いわゆる行政法における不利益の不遡及の原則に反する条例案になっておりますので、そのあたりの衛生組合としてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、この3月に退職された職員の方が見えると思うのですけれども、その職員に関しては遡及ができないということになりますので、そのあたりも非常に今回の条例案ですと不公平が生じると思っておりますので、そのあたりの考え。

それから、今回の条例改正における会計年度任用職員、それから臨時職員、現在この4月から見えるのか見えないのか。見えるのであれば何名見えるのか。その職員がこの条例に関わってくるのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 1点目のご質問が聞き取れませんが、申し訳ございませんが、何に関するということで、すみません。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田利奈議員。

○10番（倉田利奈君） 不利益の不遡及の原則に反するのではないですかというお話です。行政法においては、不利益の不遡及は原則しないということですので、今回は遡及をするということになりますので、そのあたり遡及するというので、この条例案が出てきていると思っておりますので、そのあたりはどういったお考えでしょうかというところです。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） まず、昨年度の人事院勧告による勧告が昨年11月に行われなかったということで、それにつきましては遡及して減額をするという考えではなく、それに相当する

額を今年度において6月期で調整をするということでございます。それに対する対応でございますのでよろしく申し上げます。

また、2つ目に退職者とはということで、3年度に1名退職しておりますが、その者は今年度、再任用として採用いたしておりますので、再任用職員の期末手当から減額する対応をいたしております。

あと、会計年度任用職員はということでございましたが、会計年度任用職員は現在9名おります。ただし、その者たちは期末手当支給対象ではございませんので、今回の影響はございません。

以上でございます。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田利奈議員。

○10番（倉田利奈君） 調整するということは、私は、これは遡及に当たると思いますので、そのあたりが調整するという言葉でごまかされているのではないかと思うのです。完全に遡及しておりますので、そのあたり、もしお考えがあれば教えていただきたいのと、今のご答弁で、3月に退職した職員が再任用になっていますということで、減額するというお話なのかなと思うのですけれども、それは法律上できるのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 今回の人事院勧告に対する対応といたしましては、あくまでも国の国家公務員の給与法の改正を、地方公務員も均衡の原則から、それに伴って対応するというところでございますので、それに該当する者の減額ですね。期末手当において、その支給月数については、それに準じた対応をしたというものでございますので、ご理解をよろしく申し上げます。

○議長（柴田耕一君） ほかに。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田利奈議員。

○10番（倉田利奈君） 今のご答弁でいくと、一度退職された職員が再任用になっても減額できるよという理解でよろしいですか。そこだけ確認をお願いします。

○庶務課長（高橋文彦君） 議長、庶務課長。

○議長（柴田耕一君） 庶務課長。

○庶務課長（高橋文彦君） 私どもの組合が、それをどうということはございませんので、各市、各自治体はその国の改正に従って対応したということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（柴田耕一君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第5号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田耕一君） 挙手多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田耕一君） 続きまして日程第9 議案第6号 主燃焼装置シール装置等更新工事の請負契約締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（黒田敏裕君） 議長、事務局長。

○議長（柴田耕一君） 事務局長。

○事務局長（黒田敏裕君） ただいま議題となりました議案第6号 主燃焼装置シール装置等更新工事の請負契約締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び衣浦衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和41年衣浦衛生組合条例第3号）第2条の規定により、下記のとおり契約を締結するため議会の議決を求めるというものでございます。

議決を賜りたいのは、1、契約の目的としまして、主燃焼装置シール装置等更新工事、2、契約の内容としまして、（1）計量システム部分更新、（2）主燃焼装置シール装置部分更新（全2基）（3）自動給油装置部分更新（全2基）、（4）二次燃焼室耐火材部分更新（1基）、（5）ガス冷却室底板部分更新（全2基）、（6）バグフィルタ入口ダクト更新（全2基）、（7）煙突内面塗装更新（1基）、（8）灰クレーンバケット更新（全1基）、（9）四分析計更新（全2基）、（10）二次燃焼室O2分析計更新（全2基）、（11）低圧動力設備遮断器更新（1号系動力制御盤）でございます。

3、契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約でございます。

契約の金額は2億8,600万円です。なお、うち消費税及び地方消費税の額、金2,600万円。予定価格に対する落札率は99.7%でございました。

5、契約の相手方は、名古屋市西区名駅2丁目27番8号 株式会社神鋼環境ソリューション名古屋支店 支店長 黒太治喜氏でございます。

それでは、参考資料についてご説明申し上げますので、参考資料1をご覧ください。

先ほど説明いたしました項目につきましては、省略させていただきます。

2、工事施工場所は、碧南市広見町地内。3、工事の内容につきましては、参考資料2の処理工程概要図について説明いたしますので、参考資料2をご覧ください。

工事箇所につきましては、フロー図内の該当部分を丸で囲い、それぞれに黄色で網かけした番号でお示ししております。下段には、それぞれの工事内容の説明を記載してございます。

初めに、フロー図の左部分にございます（１）計量システム部分更新は、搬入されたごみの重量を自動計算する設備で、システムの部分更新を行います。

次に（２）主燃焼装置シール装置部分更新（全２基）は、ごみを攪拌し燃焼させるための装置で、シール装置の部分更新を行うものでございます。

次に（３）自動給油装置部分更新（全２基）は、フロー図ではお示ししていませんが、各種機器への給油を自動で行うための装置で、給油装置の部分更新を行うものでございます。

次に（４）二次燃焼室耐火材部分更新（１基）は、排ガスを激しく攪拌し、完全燃焼させるための装置で、耐火材の部分更新を行うものでございます。

次に（５）ガス冷却室底板部分更新（全２基）は、焼却炉から出た高温の排ガスを冷却するための装置で、底板の部分更新を行うものでございます。

次に（６）バグフィルタ入口ダクト更新（全２基）は、排ガス中に含まれる微細なばいじんを取り除くための装置で、入口ダクトの更新を行うものでございます。

次に（７）煙突内面塗装更新（１基）は、排ガスを大気へ放出し、拡散希釈させる装置で、内面の塗装の更新を行うものでございます。

次に（８）灰クレーンバケット更新（全１基）は、焼却灰を搬出車両へ積み込むためのクレーンで、バケット本体の更新を行うものでございます。

次に（９）から（１１）につきましては、フロー図でお示ししていませんが、（９）四分析計更新（全２基）は、排ガス中に含まれる窒素酸化物、硫黄酸化物、一酸化炭素、酸素の濃度等を分析するための装置で、分析計本体の更新を行うものでございます。

次に（１０）二次燃焼室O₂分析計更新（全２基）は、二次燃焼室の酸素濃度を分析するための装置で、分析計本体の更新を行うものでございます。

次に（１１）低圧動力設備遮断器更新（１号系動力制御盤）は、低圧動力設備におきまして、異常な過電流が流れたときに電路を遮断するためのブレーカー装置でございまして、１号系動力制御盤の遮断器の更新を行うものでございます。

以上が工事の内容の説明でございます。

次に、参考資料１へお戻りください。

工期は令和４年５月３１日から令和５年３月２４日まで。

８、その他の契約条項は、裏面をご覧ください。

地方自治法、地方自治法施行令、衣浦衛生組合契約規則等によるものでございます。

９、予算措置は、令和４年度衣浦衛生組合一般会計、３款衛生費、１項清掃費、３目ごみ処理費、１４節工事請負でございます。

以上、議案第６号 主燃焼装置シール装置等更新工事の請負契約締結につきまして、提案理由

の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田耕一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田利奈議員。

○10番（倉田利奈君） 今回の契約の内容というところで、まず（1）の計量システム部分更新です。今回、全部の契約で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約ということですが、（1）の計量システムの部分更新、これは随意契約でやるべきなのかなというところを疑問視しております。随意契約でなくても可能ではないかと思いますが、今回、随意契約に組み込まれている理由をお示してください。

それから同様に、（7）の煙突内面塗装更新です。こちら先ほどの随意契約事項に当てはまるのかなというところがございますので、なぜこれが随意契約でできるのかという部分についても教えてください。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（柴田耕一君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 1番目の計量システムの随意契約についてお答えいたします。

計量システムの入口のほうで重量を量り、出口で空になった車の重量を量るということですが、まず、このシステム自身が当初神鋼環境ソリューションの前身の会社によってカスタマイズされているところですね。それでオリジナルのところは。計量システムは常に毎日、お休みの日以外は毎日計量をやっておりますので、止めることができませんので、こちらのほうの全体的な対応で行うということで随意契約にしております。

あと、煙突の内面につきましては、それぞれ炉の焼却の1号と2号機の運転と停止というスケジュールが原則ございます。その停止している間にしか煙突の内面の塗装はできませんので、そういった全体のスケジュール、いわゆる今回の全体の工事というところのスケジュールを調整しなければいけないという理由がございまして、随意契約にいたしました。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田利奈議員。

○10番（倉田利奈君） 今のご答弁でいくと、逆に運転停止している間のスケジュールでやれる会社はいくらでもあると思うんですね。そこが今のご説明で随意契約にしたというところがよく分からないので、もしそれ以上の何かご説明があれば教えていただきたいと思います。

それから1番の計量システム部分更新、先ほど、神鋼ソリューションさんがオリジナルのところがあるよというお話だったのですけれども、こういう計量システムというのは産廃の処分業者とか、そういうところで全国的にこうした焼却施設だけではなくて、いろいろなところで計量システムというものはあると思うのです。そういう中でオリジナルがあるという先ほどのご答弁があ

ったのですけれども、どういったようなオリジナルがあるのかというのが、単純に車の重さを量って、その差を量って、それをお金がかかるか、かからないのか、幾ら徴収するのかというだけのことだと思うのですけれども、それに関してオリジナルというのがよく分からないので、ご説明をお願いします。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（柴田耕一君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 炉の停止というのは、長い間の期間やれるものではございません。限られた期間の中で、炉のスケジュール自身が、片炉止まるときに最大で大体3週間程度しか止められません。その3週間程度の中で足場を組んだり、全体の調整をしながらというところでやっていかななくてはいけないということですので、その辺はご理解願います。

あと、オリジナルのところでございますが、まず計量システムは確かにいろいろあるのは知っております。今回、一部事務組合ということで、碧南市、高浜市ということでの受付を分けなければいけないこと。あと、この衛生組合自身は、当初の10キロまで金額はいただいておりませんので、そういったところとのシステムの改良、そういったところがございますので、オリジナル性がということでお願いします。

○10番（倉田利奈君） 議長、10番。

○議長（柴田耕一君） 10番 倉田利奈議員。

○10番（倉田利奈君） まず、計量システムの部分更新のところですが、受付を高浜と碧南で分けること。それから10キロまでお金をもらわないから、その設定が必要なのかなと思うのですけれども、逆に言えば、その2つぐらいであれば、いろいろなところができると思うんですね。なぜ、随意契約でやらなければならないのかというところが、今の説明だと理解できないので、それ以上、何かあれば教えていただきたいのと、煙突の内面塗装更新のほうも、3週間で足場を組まなければいけないからという理由があったのですけれども、逆にいうと3週間で足場を組めるような、煙突というのは高さも高いものですから、そういう業者もないという衛生組合の判断ということでよろしかったでしょうか。お願いします。

○業務課長（田中秀彦君） 議長、業務課長。

○議長（柴田耕一君） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦君） 計量システムのところで、もう少し補足させていただきます。計量システム自身は、単独のパソコンのところの部分で動くものではございません。実際に車が乗る台、あと、台で量る計量のはかりの部分、そういったものが全て連動しております。ソフトウェアの部分だけを替えたいという、システムの部分だけではございませんので、そういった全体のことを考えると、やはり随意契約という形になると思います。

すみません、先ほど10キロと言いましたが、100キロの間違いでございます。失礼いたしました。

あと、煙突内面の足場のことについては、ほかのところで3週間でできるのかというところは、今回は調査をしておりませんが、基本的に煙突の内面というところで、すごく狭小な場所の足場施工になりますので、どこの業者でもできるということはできないというように考えております。

○議長（柴田耕一君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田耕一君） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第6号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田耕一君） 挙手多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（柴田耕一君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。
管理者。

○管理者（榎垣田政信君） 皆様、どうも大変お疲れさまでございました。本日、私どものほうから提案させていただきました案件につきまして、慎重にご審議いただきまして、原案どおりご決定を賜りまして誠にありがとうございました。

今後におきましても、安全を第一としつつ、改善・改革を積極的に進め、日々向上していくよう努力してまいりますので、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（柴田耕一君） 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。

よって、令和4年第2回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

慎重ご審議、誠にありがとうございました。

（午前11時6分閉会）

以上は、令和4年5月30日に行われた令和4年第2回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

令和4年5月30日

臨時議長 黒川美克

議長 柴田耕一

議員 生田充夫

議員 荒川義孝